

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 16 日現在

機関番号：11601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24618001

研究課題名(和文)人口減少下のルール地方6都市における土地利用の計画と転換に関する研究

研究課題名(英文) Planning and Conversion of the Land Use in six Cities of the Ruhr Area under Decreasing Populations

研究代表者

阿部 成治 (Abe, Joji)

福島大学・人間発達文化学類・特任教授

研究者番号：50044566

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：人口が減少しているドイツのルール地方の6都市ドルトムント、ボーフム、エッセン、ミュルハイム、デュイスブルク、オーバーハウゼンに関し、土地利用の転換がどのように計画され、実施されているのかを、インターネットを通じて地元新聞のまちづくり関連記事を収集すると同時に、記事を手がかりに行政等の資料を入手し、現地視察を行って研究した。時々刻々と変化していく社会に適したまちづくりを確保するため、FプランとBプランによる二段階の建設誘導計画システムが、極めて柔軟に運用されている実態を明らかにできた。Fプランの拘束力を行政内部に限定することで、変化に対応できる計画が可能となっている。

研究成果の概要(英文)：In the ruhr area of Germany, the population was decreasing continuously. So, the conversion of the land use in six cities of the ruhr area, Dortmund, Bochum, Essen, Mulheim, Duisburg and Oberhausen, was investigated through data, which were collected via internet site of the local newspaper, the materials of these municipalities and fieldworks.

Germany is famous with the double staged construction inducement planning system, which are land use plans and district plans. It was clarified that both these plans were flexibly operated to secure the city planning that is appropriate for the continuously changing society. By limiting the effect of land use plans within the administration, the plans can stay in step with changes.

研究分野：都市計画

キーワード：土地利用計画 ドイツ 人口減少 跡地利用 空家 内部開発 コンパクト都市 Bプラン

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の人口は、平成 17(2005)年から減少傾向で、平成 22(2010)年には死亡数が出生数を 10 万人以上も上回り、本格的な人口減少期に入ってきた。いずれ世帯数も減少へ向かおうとしており、今後は「拡張した市街地を縮減させ、集約型の都市構造を目指す」ことが求められていると考えられるが、まだその道筋は見えない。

(2) 整備された都市計画制度を有すドイツにおいて、大都市圏ルール地方は、市の境界を越えて都市化が進行し、地域計画が生まれた重要な地域である。そのルール地方は、石炭産業の衰退により、1960 年代から人口減少を経験している。1990 年のドイツ再統合前後は社会増によって人口が増加したものの、その後は再び人口の減少と高齢化、そして財政難が進行し、厳しい状況にある。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、人口減少が進むルール地方の中心部に位置する 6 都市において、人口との関係で土地利用がどのように計画され、その転換が進められているのかを明らかにしようとするものである。

(2) ドイツの都市計画システムは、Fプラン（市全域を対象とする土地利用計画で、策定に参加した公的計画機関のみを拘束）とBプラン（地区を対象とする拘束力を有する計画で、Fプランから展開される）という二段階の建設誘導計画で構成される。土地利用の転換もこのシステムで実施されるので、各市が、どのようにプランを運用して土地利用の転換を計画し、人口減少下におけるまちづくりを進めているのかを明らかにしたい。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、インターネットによる情報収集を柱とし、これに現地調査を組み合わせる。研究のフィールドは、ルール地方の中心を構成するドルトムント、ボーフム、エッセン、ミュルハイム、デュイスブルク、オーバーハウゼンの計 6 都市である。これら 6 都市は、面積ではルール地方の 4 分の 1 を、人口では半分を占めている（図 1）。

(2) これら 6 都市に関し、インターネットを通じ、2000 年以降の地元ローカル新聞に掲載されたまちづくり関連記事を収集し、蓄積している。この作業を継続すると同時に、主要な記事の内容を分析し、現地状況の把握に努めた。近年は、行政の報告書や市議会資料もインターネットから入手できるケースが増加しているので、新聞報道を手がかりにして、これら資料の入手にも努めた。

(3) インターネットによる理解には限界があり、実際に現地を訪問して状況を知ること

が欠かせない。3 年間の研究期間に、ルール地方を 4 回訪問し、インターネット情報をもとに多くのまちづくり現場を視察し、現地情報の入手に努めた。重要なプロジェクトは、複数回訪問して進展を観察している。

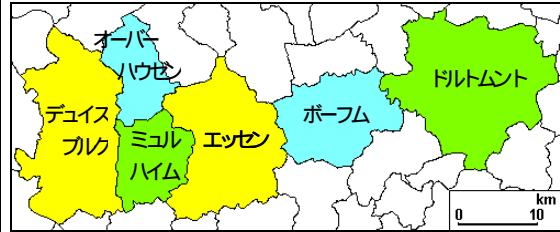


図1 対象 6 都市

4. 研究成果

(1) 発展への契機をつかもうと産業構造の変化に力を入れているルール地方では、跡地の活用が非常に重要な位置にある。まず、炭坑や製鉄所の跡に広い跡地が発生している。次に、人口の減少で、学校などの教育施設や教会施設、さらには住宅などが遊休化し、空家が生じている。日本の大都市圏と比較すると、市内にかなり農地や森林が残されているが、これらは努力して保全されているものである。宅地化には住民や環境団体から強い反対が出され、この面からも、緑地を破壊しない「用地リサイクル」が重要になっている。跡地活用における従前・従後の用途には、表 1 のパターンが認められた。

表 1 従前・従後の主な用途転換パターン

		従 後			
		商業	工業	住宅	その他
従 前	鉱工業				
	軍用地				
	公益施設		-		-
	住宅		-		

:多数 :ある、 :複合開発にある、 -:見出せず

商業用途への転換は古くからあり、現在も各地で行われている。地価の面からは魅力的な転換であるが、中心市街地活性化の観点から慎重に行うことが求められる。この調整で重要となるのが、「統合型立地」と「孤立型立地」の概念である。炭坑跡地等への商業プロジェクトで様々な問題が生じた主因は、既存商店街と関連がない孤立立地型にある。そこで、今後の商業の展開を調整するため、市町村の小売りマスタープランを初めとする商業構想が作成され、それを受けてFプランや、拘束力のあるBプランを策定する努力が続けられている。中心市街地だけでなく、住民にとって重要な近隣供給においてもこの方法で調整が実施されていることは、日本には見られない点である。

もちろん、Bプランのない地区への進出を試みる店舗や、産業発展のために大規模店を誘致しようとするケースもある。これに対して、市はBプランの策定や変更で対処を試み、

州も地域計画法を改正して広域調整の有効性を高めようと努力している。

工業用途への用地リサイクルでは、複合用途を含む大規模プロジェクトを除くと、鉱工業用地からの転換しか見出せなかった。鉱工業跡地の場合、活用できる既存インフラがある点は魅力だが、土壌汚染等への対処が必要となる。この種の大規模なプロジェクトとして、デュイスブルクのログポートと、で述べるドルトムント・プロジェクトがある。

ライン川とルール川が合流し、欧州最大の内陸港湾があるデュイスブルクは、物流の一大拠点である。現在も複数の製鉄所が操業しており、ドイツ最大の「鉄の都市」でもある。近年も、コンテナ等の新たな輸送形態に対応する新たな港湾施設としてログポートとが建設され、さらにトラック交通を主体とするログポートも設置されている。これらは、閉鎖された工場跡地の土壌を健全化した後に建設されており、跡地利用として模範的である。ただ、どのログポートでもトラック交通が一定のシェアを占めており、住宅地を通過する箇所ではトラック公害がトラブルになっており、まだ解決を見ていない。

工業は、市財政のためにも、また市民の働く場を確保するためにも、欠かせないものである。各市とも産業誘致を扱う部署を有し、商工会議所からも工業用地の確保を強く求められている。しかし、実際の計画になると、住民の反対を受けて苦慮するケースが少なくない。この結果、工場拡張のために地域外へ転出するケースも見られ、用地確保にさらに力を入れることが必要である。

ルール地方の住宅は、戦後復興を支える労働者向けの社会住宅として建設された住宅ストックが多い。当時建設された集合住宅は、現時点では規模が狭く、断熱性が不足し、バリアフリーではないので高齢化に対応できない。このため、人口の減少で住宅が過剰になっていても、住宅投資を怠るわけにはいかない。また、近年の持家需要に応えるためにも、宅地供給が必要とされている。

商業では商店街への悪影響が、工業では公害が問題になるが、住宅にはこの種の問題がない。跡地開発の場合は新たに緑が失われるわけではないので、環境団体の反対もほとんどない。こうして、人口減少を遅らせる効果を期待できる点からも、住宅建設に力が入れている。産業構造の変化で使用されなくなった工場を、外壁は保存して内部を改造し、住宅に転換する例も各地で見られる。

住宅建設で人口減少にブレーキをかける点で最も成果をあげているのがドルトムントで、背景にはドルトムント・プロジェクトがある。かつてのドルトムントを象徴するのが高炉を核とする鉄鋼一貫製鉄所で、市南部にフェニックス社（東西で計約200ha、図2）



図2 フェニックス製鉄所跡地のマスタープラン

北部にはヘッシュ社（約400ha）があった。フェニックスは1966年にヘッシュに吸収され、そのヘッシュも1991年にクルップ社（現TKS社）に吸収されたが、1990年代末に至り、TKSが、北部にある新鋭の鉄鋼加工工場を除く全てで生産を停止する方針を決定した。TKSはそれまでの市の協力に感謝し、今後の市の方向を検討するための資金を提供した。

こうして誕生したのがドルトムント・プロジェクトで、2000年からの10年間に、IT部門等の成長産業で7万人の職場創出を旨とした。プロジェクトは2010年までに計41,293人の職場を創出したとされている。ドルトムント・プロジェクトの大規模な跡地の開発は、本研究の終了時点においても完了しておらず、今後もドルトムントの発展を牽引していくものと考えられる。

(2) どの都市も、住宅建設が人口減少への対策となることをある程度意識している。とくに重視されているのが、地価が安い周辺都市へ転出する恐れが大きい「子どもがある若い家族」の定着である。

ミュルハイムの百戸プログラムは、2003年市長選で当選した市長候補が示したアイデアである。市有地を安価にデベロッパーに提供し、デベロッパーが市との契約に沿って住宅を建設し、市内に住宅を所有せず、12歳未満の子どもがあり、自ら居住する世帯に分譲を行う。結果的に、予定より長い約10年を費やし、3団地が完成した。人口定着には一定の効果をあげたが、今後の継続は予定されていない。エッセンも、1998～2004年に300世帯弱の若い家族に新築住宅取得の援助を行ってきたが、財政難で補助の原資を確保できず、継続が断念されている。また、ポーフムは、宅地開発に対して地価の20%相当を市の宅地ファンドに提供させ、18歳未満の子どもがいる家族にファンドから持家入手時に補助を与え、持続的に援助を続ける住宅宅地構想をまとめ、2009年から実施した。ところが、民間土地所有者がファンドへの資金提供を嫌い、市の宅地開発が停滞して住宅建設にも悪影響を与えているとして問題になり、修正が試みられている。

このように、住宅建設促進は一定の成果を上げたものの、財政面に問題があり、持続性がある施策にはなっていない。人口が減少するルール地方では、多くの都市が財政面で苦しんでおり、現時点では、各市の施策には限界があると言わねばならない。

(3) ルール地方において、利用されなくなり、そのまま放置されている不動産が「スクラップ不動産 (Schrottimmobilie)」として各地で問題とされている。本研究の対象 6 都市のうちで、この空家問題の規模や深刻さが大きいのはドルトムントとデュイスブルクである。そこで、両都市の典型的なスクラップ不動産を取りあげ、問題発生の経過と現状、今後の見通しを検討した。

ドルトムントには、有名なスクラップ不動産がいくつかある。ひとつは市の住宅子会社 Dogewo が、都心の南東約 3 キロに、連邦補助金を受け社会住宅として建設した高層住宅ハニバル(写真 1)である。11~17 階で計 412 戸あり、住戸の大半がメゾネットで広いバルコニーを有し、完成当時は高い人気を誇った。しかし、人口郊外化を背景として次第に高層住宅の人氣が低下し、人口減少による住宅の余剰で空家が増加して、Dogewo で最も多額の赤字を生む物件となった。他物件の改修予算を圧迫するため、改修を約束した J&H 社に売却されたが、J&H 社は改修を途中で停止し、最終的に破産した。ハニバルは競売されたが、まだ問題解決は見えない。

先買い権によって改修が確保された例が、Specke 通りの住宅である。ここも J&H 社が Dogewo から購入した後、管理が悪化した。短期的利益を旨とせず転売防止のため、ドルトムント市が先買い権を設定していたが、J&H 社の破産管財人から購入した Eiche 社が改修を確約し、先買い権は発動されなかった。その後、Eiche 社が改修を実施している。

ドルトムント中央駅の北部には、移民が多く居住し、スクラップ不動産が点在する地区がある。とくに有名なのがホラーハウスと呼ばれる高層住宅で、賃貸住宅が区分所有化され、事情を知らない遠方の非ドイツ系市民が購入した。その後、光熱費が供給業者に支払われず、ライフライン停止が近づいたため、市が建物を封鎖した。こうして家賃収入が途絶えた購入者はほとんど破産し、所有権が融資銀行に移った。建物を取り壊して緑地にすることを旨として市が交渉を進めているが、所有者が多数のため、展望が開けない。

なお、中央駅北部地区では、市の方針を受け、Dogewo が 2013 年から問題不動産を買収し、改修して賃貸する事業に乗り出しており、地区改善への貢献が期待される。



写真1 高層住宅ハニバル(2014年)

デュイスブルクはドルトムント以上に大幅な人口減少に苦しんでおり、他市にはない大規模なスクラップ不動産「白い巨人」と、緩衝緑地のプロジェクトがある。

「白い巨人」は白亜の高層住宅のニックネームで、各地に見られる。なかでも 1974 年に完成したデュイスブルク西部の物件は巨大で、21 階建て 80 戸の住棟と、倍の 160 戸の住棟が各 3 棟あり、計 1,440 戸になる。完成当時は高い人気を得たが、次第に空き家が増加していった。現在、必要な防火改修が行われなかった 160 戸の 2 棟は封鎖されている。80 戸の 1 棟も一旦は無人になったが、競売で購入した会社が改修し、玄関にコンシェルジュを置く高齢者向けの賃貸住宅となった。ただ、多額の改修にもかかわらず、期待に反して全戸賃貸の状況には至っていない。市は、これら地区を再開発地区に指定し、少なくとも 2 棟の取り壊しを目ざしているが、本研究の期間中には具体化しなかった。

一方、市北部の大規模な緑地帯プロジェクトは、ほぼ完成にこぎ着けている。各地に製鉄所がある「鉄の都市」デュイスブルクでは、人口減少を背景に、どうしても工場の周辺で空家が多くなる。その典型が、市北部のティッセン・クルップ製鉄所(TKS 社)の周辺で、対策として市北部緩衝緑地計画が登場した。1990 年代後半から準備的検討が進められ、2006 年に構想が発表され、規模を縮小した上、翌 2007 年に計画が決定された。経費は、半額は欧州連合と州が提供し、残る半額は通例は市が負担するが、ここでは緑地で住宅と遮られることになる TKS 社の寄付で事業が進められた。この種のプロジェクトに民間企業が資金を提供するのは、ドイツ初だと報道されている。2009 年に始まった建物取り壊しは、2014 年末にはほぼ終了し、2015 年中の完成を目ざして緑化が進められている(写真 2)。なお、買収に応じなかった建物が 1 棟あるが、事業の障害にならないと判断され、収用は行われていない。



写真2 姿を現し始めた緑地帯(2014年)

(4) 以上のような計画は、基本的に二段階の建設誘導計画によって進められている。B プラン策定の負担は、今世紀に入ってかなり変化している。まず 2004 年に、EU 指針に沿った改正で、プラン策定時に環境調査を行い、結果を環境報告書としてまとめることが義務付けられた。例外として環境調査を免除さ

れたのが「簡易手続き」である。続く 2006 年改正は、既成市街地を発展させてコンパクトな市街地形成（内部開発）を目ざす B プランに対し、簡易手続き規定の準用を認めると同時に、F プランの表示と異なる内容も許容する「迅速手続き」を追加した。コンパクトな市街地の形成を目ざして拡大された簡易・迅速な手法の影響を知ることは、今後の市街地形成やプランの柔軟性を考える上で重要である。

分析の対象は、2004 年末に新 F プランが発効したドルトムント市である。B プラン策定では、策定開始、参加と発効の際に告示が義務付けられている。新 F プラン発効後の 10 年間である 2005～2014 年に告示が行われた B プランは、全体で 254 件あった。これらから、プラン廃止、形質変更禁止、区域変更等、プランニングの進展が確認できない計 25 件を除外した 229 件の B プラン（うち 33 件はプロジェクト型）を対象とした。

B プランのうち、144 件（62.9%）が新規策定で、残りの 85 件（37.1%）がプラン変更であった。新規策定のうち、簡易手続きは 8 件、迅速手続きは 29 件で、両者合計でも新規策定の 2 割と少ない。一方、プラン変更では、3/4 の 65 件が簡迅（プラン変更では簡易と迅速手続きをまとめて「簡迅」と呼ぶ）で、一般手続きは少ない。

プランの対象地区は、既成市街地内（周囲が市街化している）が最も多いが、跡地開発も肩を並べている。これは、市内に重工業の大規模な跡地が多いことが影響しているが、少子化で使われなくなった遊び場を住宅地に転換するケースもあった。手続きの種類別に見ると、最も特徴的なのが新規

表2 プランの対象地区

	件数	対象地区					現状維持
		新規開発	跡地開発	既成市街地内	街区内開発	現況維持	
新規	一般	107	19.6%	42.1%	27.1%	3.7%	7.5%
	簡易	8	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	75.0%
	迅速	29	0.0%	48.3%	24.1%	20.7%	6.9%
変更	一般	20	0.0%	15.0%	45.0%	0.0%	40.0%
	簡迅	65	0.0%	10.8%	46.2%	1.5%	41.5%
計	229	9.2%	30.6%	33.2%	4.8%	22.3%	

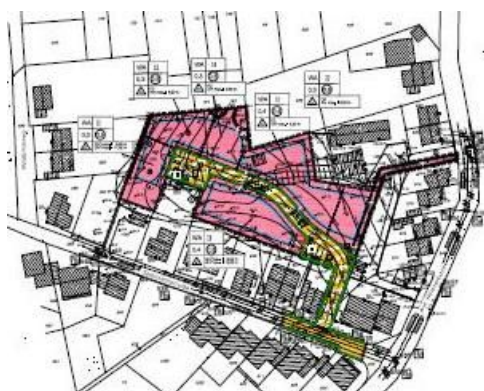


図3 新規・迅速で街区内開発のBプラン例

の簡易で、大半が大型店や娯楽施設の進出を防ぐ現状維持プランであった。簡易手続きは、新規 B プランの策定では活用に限界があることがわかる。一方、迅速手続きは、各種の地区を対象に多彩な目標で活用されている。とくに、街路に接しないために残されていた空地を活用する「街区内開発」（図 3）の多いことが目立ち、コンパクトな市街地形成に貢献している。

229 件の B プランのうち、7 割の 165 件は 2014 年末の時点で成立し、発効していた。残る 64 件は策定中で、最近策定が開始されたプランが主体である。

表 3 の発効率を見ると、一般手続きに比較して簡易・迅速が高く、手続き緩和の効果が認められる。新規の簡易は全て成立しており、次に発効率が高いのはプラン変更の簡迅である。最も発効率が低いのはプラン変更の一般手続きだが、これは「とりあえずプラン変更を開始した」ケースが多いことが影響していると考えられる。

表3 発効状況と策定に要した期間

	件数	発効	発効率	初の告示から発効まで				
				～1年	～3年	～5年	5年～	
新規	一般	107	68	63.6%	2.9%	45.6%	23.5%	27.9%
	簡易	8	8	100.0%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%
	迅速	29	22	75.9%	63.6%	27.3%	9.1%	0.0%
変更	一般	20	10	50.0%	30.0%	40.0%	30.0%	0.0%
	簡迅	65	57	87.7%	78.9%	15.8%	5.3%	0.0%
計	229	165	72.1%	41.8%	32.1%	14.5%	11.5%	

表 3 の右側に、発効したプランに関し、初の告示から発効が告示されるまでに要した期間を示した。実際には初告示の前にプラン策定作業が開始されているので、この期間は「表向き」の策定期間である。一般に「B プラン策定には 2～3 年を要する」と言われていることを思うと、4 割が 1 年以内に発効している姿は、策定の順調さを示すと言える。プランの発効率が高い簡易・迅速手続きでは、半数以上が 1 年以内に発効している。

もともと簡易・迅速手続きは複雑な利害調整が必要なケースが少ないが、プラン策定の負担が軽減されている点も大きい。簡易・迅速手続きでは、B プランの策定・変更で義務付けられている早期参加と縦覧を省くことも可能だが、公的参加手続きを全く実施していない例はプラン変更の 2 件だけであった。早期参加だけでも 6 件と少なく、大半で縦覧が 1 回行われており、早期参加と縦覧の両方を行う例も若干見られた。

一方、新規プランの一般手続きでは、1 年以内の発効は 3% しかなく、3 年前後は覚悟する必要がある。5 年以上を要したのも 3 割近くあり、このうち 3 件は 10 年以上で、最も長期を要したのは 15 年であった。

B プランの策定は、対象とする地区の範囲を確定して開始される。プランが発効した

165 件のうち、7 割では当初設定した範囲が維持されているが、僅かに変更される微調整と、拡大や縮小する範囲変更が各 1 割強あり、プランを複数に分割する例も 1 割弱見られた。策定に長期を要したプランほど対象範囲の変更が増加し、変更が大幅になる傾向が認められた。プランの利害調整を行いやすくするため、策定途中で柔軟に対応し、プランの決定に漕ぎ着けているものと考えられる。

B プランは F プランから展開されるのが原則だが、建設法典第 8 条は、B プラン策定と同時に F プラン変更を行う「並行手続き」と、緊急の理由がある場合に F プラン変更前に B プランを発効させる「事前 B プラン」を定めている。さらに、2006 年改正で登場した迅速手続きは、F プランの表示から独立して B プランを策定し、B プラン発効によって F プランの当該部分が「訂正」され、F プラン変更が不要になる方法を提供した。

229 件の B プランのうち、2 割強の 51 件で F プラン変更に取り組みれていた。事前 B プランはなく、迅速手続きで導入された訂正はまだ 3 件だけで、F プランの変更を担っているのは並行手続きである。「B プランは F プランから展開する」とされているドイツの建設誘導計画のシステムにおいて、B プランが 5 件に 1 件以上の割合で原則外の方法で策定されていることには、注意が必要である。

常識的に考えると、新 F プラン策定直後はほとんどの B プランが展開で策定され、期間の経過と共に状況が変化し、F プラン変更が増加するはずである。たしかに新プラン決定直後の 2005/06 年に策定が開始されたプランでは「展開」が多いが、それでも 1 割で F プラン変更に取り組みれていた。これらの変更は、F プラン策定時には予測できなかったプロジェクトが登場したため、F プランは策定直後から新たな変化に対応している。

より興味深いのが、旧プラン期に策定が開始され、F プランの並行手続きが行われた 11 件のうち、6 件は新 F プラン発効後に F プラン変更手続きが開始されている点である。F プラン発効後に生じた新たな事情があるのはうち 1 件だけなので、F プランは、「当面このような表示にしておこう」と割り切って決定されていたことになる。

表 4 に、F プラン変更状況を B プラン手続き別に示した。とくに新規 B プランの一般手続きでは、半数近い 4 割で F プラン変更に取り組みられている。また、B プラン変更時にも、F プラン変更が一定程度行われていることが分かる。確かに「F プランは 20 年程度を見通した自治体区域の具体的な将来ビジョン」である。し

表 4 手続きと F プラン変更

		件数	展開	変更
新規	一般	107	59.8%	40.2%
	簡易	8	100.0%	0.0%
	迅速	29	89.7%	10.3%
変更	一般	20	80.0%	20.0%
	簡迅	65	98.5%	1.5%
計		229	77.7%	22.3%

かし、それは「プラン最終調整時におけるビジョン」に過ぎず、その後も頻繁に修正されている。F プランに示されるまちづくりのビジョンは動的なもので、実際には時々刻々と柔軟に変化しているわけである。

(5) ドイツの都市計画は、従来、「F プランに示された目標像を目ざし、B プランによって進められる」と理解されていた。確かに、法律の文言からはそのような印象を受ける。しかし、本研究から、B プラン策定に伴って F プランが頻繁に変更されており、むしろ「F プランと B プランが協力し、目標を修正しつつ都市整備が進められている」と表現した方が実態に近いことが明らかとなった。このように柔軟な運用を可能としているのが、「F プランの拘束力を行政内部に限定」している点である。F プランは「暫定的な土地利用計画」であり、二段階の建設誘導計画は、不確実性を有し変化していく社会への対応を可能とする計画手法である。コンパクトな都市を目ざしているわが国も、このような計画の柔軟さに学ぶべきであろう。

## 5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 4 件)

阿部成治「ドルトムントにおける B プラン策定による内部開発の進展 - 新 F プランの決定後 10 年間における B プラン策定状況の分析」日本建築学会、2015 年 9 月 4~6 日、東海大学(平塚市)

阿部成治「ルール地方におけるスクラップ不動産の現状と対策 - 人口減少地域における住宅建築の空家化と老朽化の進行」日本建築学会、2014 年 9 月 14 日、神戸大学(神戸市)

阿部成治「ルール地方における人口減少対策としての住宅建設施策の状況 - 若年世帯の持家取得への援助を中心として」日本建築学会、2013 年 8 月 30 日、北海道大学(札幌市)

阿部成治「ドイツのルール地方における跡地利用の現状と課題 - 用地リサイクルのケーススタディ」日本建築学会、2012 年 9 月 12 日、名古屋大学(名古屋市)

〔その他〕

ブログ：ルール地方よもやま通信  
<http://comej.blog76.fc2.com/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

阿部 成治 (ABE JOJI)  
 福島大学・人間発達文化学類・特任教授  
 研究者番号：50044566